

各指定就労継続支援A型事業所運営法人代表者 様
各指定就労継続支援B型事業所運営法人代表者 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

令和4年度工賃（賃金）実績等の報告について(依頼)

平素は、県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

指定就労継続支援A型における賃金実績並びに指定就労継続支援B型における当該年度の工賃の目標水準及び前年度の工賃実績につきましては、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日付け障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）、「岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成24年岐阜県条例第85号）第174条第4項、「岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成24年岐阜県条例第87号）第33条第4項において、県に報告しなければならない旨規定されています。

つきましては、令和4年度工賃（賃金）実績等について、対象事業所・施設におかれましては、下記のとおりご報告いただきますようお願いいたします。

記

1 報告対象事業所

指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所

※令和5年4月1日時点で存在している事業所

2 報告様式

別添「報告票」

※記載方法は、別添「令和4年度工賃（賃金）実績報告報告票作成要領」を参照すること。

※計算方法等は、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日付け障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の「3 工賃（賃金）実施報告について」を参照すること。

※事業所及び事業所種別毎に作成すること。

※従たる事業所については、主たる事業所に含めて報告すること。

※実績がない事業所はその旨を回答すること。

報告様式等は下記県ホームページよりダウンロードしてください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/299043.html>

3 提出方法

下記オンライン申請フォームに、「報告票」のファイルをアップロードすることにより提出願います。

<https://logoform.jp/form/T8mB/281962>

4 報告期限

令和5年6月14日（水） 厳守

5 留意事項

- ・工賃実績については、県ホームページその他の方法により公表を予定しています。
- ・岐阜市内に所在する事業所は、提出いただいた数値等を岐阜市に提供いたしますので、ご了承ください。

担当所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課社会参加推進係		
担当係長	大塚	担当者	臼田
電話番号	代表 058-272-1111（内線3485）		
E-mail	cl1226@pref.gifu.lg.jp		
所在地	岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1		